

高知県産材利用推進方針

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第8条第1項の規定に基づき、国が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針に則して、県産材の利用推進に必要な事項を定めるものである。

第1 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義

本県は、森林面積が県土の約84%を占める日本一の森林県である。

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っていることから、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、人工林資源が成熟し、利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は不十分であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的な機能の低下が懸念されている。

このような現状の中で、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の活性化に貢献するものである。

2 公共建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物や公共土木工事は、広く県民の利用に供されるものであることから、多くの県民に対して、木との触れ合いや木の良さを実感する機会を提供することができる。

また、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材利用の意義について県民の理解を深めることができる。

このようなことから、県が整備する公共建築物や公共土木工事において率先して木材を利用することにより、直接的な効果はもとより、一般建築物における県産材の利用の促進、さらには工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての県産材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

第2 公共建築物等における木材の利用の目標

1 公共建築物への木材利用の推進

- (1) 県有施設は原則木造とする。その基準は別表「高知県公共建築物木造化基準」とする。
- (2) 県有施設の内外装や設備・備品類等は木質化を積極的に推進する。
- (3) 県有施設において冷暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。
- (4) (1) (2) (3) にあたっては、原則県産材を使用するものとし、そのうち、

高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとする。

2 公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- (1) 県の土木工事においては、木材利用工法の積極的な採択に努める。
- (2) 県の土木工事のうち木製型枠の使用が適当と認められる別に定める工事においては、特記仕様書に木製型枠を使用することを明示する。また、看板・バリケード等工事関連資材においても積極的な木製品使用に努めるものとする。
- (3) (1) (2) にあたっては、県産材を優先使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとする。

第3 公共建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項

県は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携し、素材生産の合理化、加工体制の拡充、木材の需給に関する情報の共有等を通じて、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制づくりに取り組むものとする。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 木材利用の促進のための体制の整備

- (1) 県は、庁内に設置された県産材利用推進本部において、県産材利用推進に向けた行動計画を定め、全庁的なフォローアップ等を行い県産材の利用の促進を図るものとする。
- (2) 庁内関係部局は、市町村や学校法人、社会福祉法人、医療法人等公益団体に対して、県産材を活用した施設の木造・木質化や備品類等の木質化、ボイラー等への木質バイオマスの利用及び土木工事での県産材の積極的な活用を要請するものとする。

2 市町村の取り組みへの支援

市町村が、法第9条第1項に規定する市町村の区域内の「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、積極的に県産材を利用する場合これを支援するよう努めるものとする。

附則

この方針は、平成23年4月1日から運用する。

別表

高知県公共建築物木造化基準

建築物の用途		建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）	
		1,000㎡以下	1,000㎡～3,000㎡以下
庁舎・研修所 交番・駐在所		3階建以下は木造とする	
学 校		2階建以下は木造とする	2階建以下は木造（2,000㎡以上は準耐火建築物）とする
体育館		平屋建は木造とする	平屋建以下は木造（2,000㎡以上は準耐火建築物）とする
文化施設 （図書館、美術館）		2階建以下は木造とする	2階建以下は木造（2,000㎡以上は準耐火建築物）とする
集会場		2階建以下で客席が200㎡未満は木造とする	
病 院	入院施設	有	2階建以下は木造（2階部分が300㎡以上は準耐火建築物）とする
		無	2階建以下は木造とする
社会福祉施設		法令の範囲内で可能なものは木造とする	
県営住宅 職員住宅		3階建以下は木造（2階部分が300㎡以上は準耐火建築物）とする	
宿泊施設		2階建以下は木造（2階部分が300㎡以上は準耐火建築物）とする	
展示場 物品販売所 観光施設		2階建以下は木造（2階部分が500㎡以上は準耐火建築物）とする	
試験研究機関	管理棟	3階建以下は木造とする	
	研究棟	研究内容により判断し、可能なものは木造とする	
倉 庫		2階建以下は木造（1,500㎡以上は準耐火建築物）とする	

※①上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。

②特殊な目的を有する建築物はこの限りでない。

③防火地域及び準防火地域において木造化が困難とされる建築物についてはこの限りでない。

④木造化すべき建築物であっても、防災・保安上の理由等から木造が困難な場合はこの限りでない。この場合でも木造と他工法の混構造を検討する。

⑤内装木質化については、可能な限り木質とする。